



目 次	ページ
規 則	
◎高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎主要農作物種子法の実施に関する規則を廃止する規則	1
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	1
○保安林の指定予定の通知（11件）（治山林道課）	2
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（21件）（ 〃 ）	4
○告示（高知県漁業調整規則による漁業の許可等の定数の定め）の一部改正（漁業管理課）	7
○公共測量の終了の通知（用地対策課）	7
○道路の区域変更（道 路 課）	7
○都市計画事業の事業計画の変更の認可（都市計画課）	7
○〃（公園下水道課）	7
公 告	
○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可（都市計画課）	7
○開発行為に関する工事の完了（ 〃 ）	7
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数（3・5 掲示）	8
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数（〃 ）	8
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（〃 ）	8
◎告示（公職選挙法の規定による個人演説会等を開催で	

きる施設）の一部改正（3・8 掲示）	9
○政治団体の設立の届出	9
○政治団体の届出事項の異動の届出	10
○政治団体の解散の届出	10
○資金管理団体でなくなった旨の届出	10

規 則

高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年3月20日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第14号
高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則

高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則（平成20年高知県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第6号中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、同条第29項に規定する介護医療院」に改め、同条第7号中「同条第15項」を「同条第17項」に、「同条第25項」を「同条第27項」に、「同条第26項」を「同条第28項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年3月20日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第15号
高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則（平成5年高知県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第19号中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院」に改め、同項第21号中「同条第25項」を「同条第27項」に、「同条第26項」を「同条第28項」に、「同条第15項」を「同条第17項」に改め、同条第2項第13号中「同条第25項」を「同条第27項」に、「同条第26項」を「同条第28項」に、「同条第16項」を「同条第18項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成30年3月20日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第16号**  
**高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成9年高知県規則第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表2の項(2)中「同条第26項」を「同条第28項」に改め、同項(4)中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院」に改め、同表7の項中「ホテル営業、同条第3項に規定する旅館営業又は同条第4項」を「旅館・ホテル営業又は同条第3項」に改める。

**附 則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第1の1の表7の項の改正規定は、同年6月15日から施行する。

~~~~~  
主要農作物種子法の実施に関する規則を廃止する規則をここに公布する。
平成30年3月20日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第17号
主要農作物種子法の実施に関する規則を廃止する規則

主要農作物種子法の実施に関する規則（昭和27年高知県規則第48号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第247号
医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。
平成30年3月20日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指 定 年 月 日
O - F o r c e 土佐清水市越前町5番23号2 平30・2・1
合同会社みなみ

<p>かぜ薬局 高知県告示第248号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成30年3月20日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 長岡郡大豊町立川上名字ヲグルス1685の4、1686の10、字カシヤマグチ1681の17、1681の19、字カゲム子1705のノ、1705の22、1705の23、1705の53</p> <p>2 指定の目的 水源の涵養</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第249号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成30年3月20日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡四万十町市ノ又字ウスキ山121から124まで、320の1、字ヤナギ山127、321の1、321の2、322、字シミツ山302の1、305、字イデノ畝山310、字大ナコヲチ山315の14、字大平山316の3から316の6まで</p> <p>2 指定の目的 水源の涵養</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係る森林は、次のとおり</p>	<p>とする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第250号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成30年3月20日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 四万十市古尾字西ノ畝1409のイ、1409のロ、1410、1412のイ、1413の7、字高知神1416の2</p> <p>2 指定の目的 水源の涵養</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第251号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成30年3月20日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 宿毛市平田町戸内字中尾山6757の51</p> <p>2 指定の目的 水源の涵養</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐</p>	<p>期齢以上のものとする。 ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第252号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成30年3月20日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 宿毛市橋上町楠山字弘島山1153の4、1158、1161の3</p> <p>2 指定の目的 水源の涵養</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第253号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成30年3月20日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 四万十市西土佐下家地字キリノキ谷972、字アカバイノヒラ2083、字コバタ2085の1、2086、字ノノウ子2088の1、字下山2096の2、2098の2、2099の2</p> <p>2 指定の目的 水源の涵養</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法</p>
--	--	---

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第254号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成30年3月20日
高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
四万十市西土佐江川崎字宮ノ奥山1602の1、3075の1、3087の1、3089の1、3090、3091

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字宮ノ奥山1602の1・3075の1・3087の1・3089の1・3090（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第255号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成30年3月20日
高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所

室戸市佐喜浜町字白壁奥3335の2、字白壁ノ上5490のイ、5491、字白壁谷5496のイの1、5496のイの2、5496のロ、5499、5500、5501のイ、5501のロ、5502のイ、5502のロ、5503の1

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字白壁ノ上5490のイ・5491・字白壁谷5496のイの2・5499・5500・5502のイ（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第256号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成30年3月20日
高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
安芸郡北川村島字栃谷口579の2

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字栃谷口579の2（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第257号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成30年3月20日
高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
安芸郡北川村平鍋字日ノ路山373の7、373の23

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字日ノ路山373の7・373の23（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第258号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成30年3月20日
高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
香美市香北町西川字東丸山甲362、甲367、字奥エンメヤウ乙3955

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐

<p>期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係るものは、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第259号 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。 平成30年3月20日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。 昭和58年10月農林水産省告示第1863号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 変更しない。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び安田町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第260号 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。 平成30年3月20日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和59年1月農林水産省告示第50号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 変更しない。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興</p>	<p>・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第261号 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。 平成30年3月20日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和58年12月農林水産省告示第2466号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 変更しない。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第262号 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。 平成30年3月20日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和60年3月農林水産省告示第392号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 変更しない。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第263号 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p>	<p>平成30年3月20日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和58年12月農林水産省告示第2682号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 変更しない。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第264号 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。 平成30年3月20日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。 昭和58年9月農林水産省告示第1638号（一に限る。）</p> <p>2 変更に係る指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 変更しない。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第265号 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。 平成30年3月20日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。</p>
--	---	--

<p>昭和58年12月農林水産省告示第2678号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第266号</p> <p>農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成30年3月20日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。</p> <p>昭和58年12月農林水産省告示第2677号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第267号</p> <p>農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成30年3月20日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。</p> <p>昭和58年6月農林水産省告示第801号（三及び四に限る。)</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p>	<p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びに關係市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第268号</p> <p>農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成30年3月20日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。</p> <p>昭和58年10月農林水産省告示第1860号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びに關係町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第269号</p> <p>農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成30年3月20日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。</p> <p>昭和58年11月農林水産省告示第2136号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに室戸市役所及びに關係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第270号</p> <p>農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規</p>	<p>定により告示する。</p> <p>平成30年3月20日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。</p> <p>昭和59年10月農林水産省告示第2131号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びに關係町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第271号</p> <p>農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成30年3月20日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。</p> <p>昭和58年7月農林水産省告示第1209号（一に限る。)</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びに香南市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第272号</p> <p>農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成30年3月20日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。</p> <p>昭和58年12月農林水産省告示第2372号</p>
---	---	---

<p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び構原町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第273号</p> <p>農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成30年3月20日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。</p> <p>昭和58年12月農林水産省告示第2596号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第274号</p> <p>農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成30年3月20日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。</p> <p>昭和58年12月農林水産省告示第2681号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p>	<p>る。)</p> <p>高知県告示第275号</p> <p>農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成30年3月20日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。</p> <p>昭和58年8月農林水産省告示第1419号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに四万十市役所及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第276号</p> <p>農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成30年3月20日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。</p> <p>昭和58年7月農林水産省告示第1142号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び佐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第277号</p> <p>農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規</p>	<p>定により告示する。</p> <p>平成30年3月20日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。</p> <p>昭和58年8月農林水産省告示第1398号（四を除く。)</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び構原町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第278号</p> <p>農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成30年3月20日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。</p> <p>昭和58年10月農林水産省告示第1977号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第279号</p> <p>農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成30年3月20日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的</p>
---	--	---

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年1月農林水産省告示第24号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第280号

平成27年12月高知県告示第721号（高知県漁業調整規則による漁業の許可等の定数の定め）の一部を次のように改正する。

平成30年3月20日

高知県知事 尾崎 正直

表中「361」を「359」に、「200」を「198」に改める。

高知県告示第281号

芸西村長から平成29年8月高知県告示第590号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成30年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成30年3月20日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年3月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安居公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町川内谷字上ミドウホウノ上エ328番1から 吾川郡仁淀川町川内谷字下モドウホウノ上エ325番1まで	前	8.9 }	68
	後	12.2 }	
		28.8 }	
		38.4 }	

高知県告示第283号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月20日

高知県知事 尾崎 正直

1 施行者の名称

南国市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成23年10月高知県告示第691号高知広域都市計画道路事業（3・3・11号南国駅前線）

3 事業施行期間

平成23年10月21日から平成35年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成23年10月高知県告示第691号の事業地のうち、南国市駅前町一丁目及び駅前町二丁目地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

平成23年10月高知県告示第691号の事業地のうち、南国市駅前町一丁目及び駅前町二丁目地内において事業地を変更する。

高知県告示第284号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月20日

高知県知事 尾崎 正直

1 施行者の名称

いの町

2 都市計画事業の種類及び名称

昭和54年2月高知県告示第61号高知広域都市計画下水道事業（いの町公共下水道）

3 事業施行期間

昭和54年2月19日から平成36年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成29年4月高知県告示第371号の事業地に吾川郡いの町字山神、字木ヤカ谷、字ヤグサミ、字梅ノ木森、字大谷、字イダニ、字永スエ、字梅ノ木、字ハラキ谷、字上正木、字大年田、字光ヶ谷口、字笹尾、字笹尾ノモリ、字五反畑、字安

成、字神楽田、字砂森南、字内馬越、字細家所、字大中大カ、字朝草東、字高森ノ下、字滝ヶ谷、字横サレ、字桑ノ本、字外岡、字南口明、字口明、字北大内、字朝草、字松ノ本、字谷、字谷口、字十四代、字山添、字谷奥及び字高柳並びに天王北一丁目、天王北二丁目、天王北三丁目、天王北四丁目、天王南一丁目、天王南二丁目、天王南三丁目、天王南四丁目、天王南五丁目、天王南六丁目、天王南七丁目、天王南八丁目、天王南九丁目及び羽根町を加え、同事業地のうち吾川郡いの町字溜池南ノ平、字羽根、字七丁ヶ芝、字的場、字柳井田、字重岩、字塩崎、字カウノス、字五反田、字西谷及び字大領西並びに大園町及び公園町地内において事業地を変更する。

公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により清水第三土地区画整理組合が行う土佐清水都市計画事業清水第三土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成30年3月20日

高知県知事 尾崎 正直

1 組合の名称

清水第三土地区画整理組合

2 事務所の所在地

土佐清水市天神町11番2号

3 設立認可の年月日

平成2年11月13日

4 事業施行期間

(変更前) 平成2年11月13日から平成30年3月31日まで
(変更後) 平成2年11月13日から平成35年3月31日まで

5 施行地区

変更なし

6 変更認可の年月日

平成30年3月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成30年3月20日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成30年2月14日	香美市土佐山田町楠	東京都豊島区東池

29高都計第592号	目字宮田1512番5ほか	袋三丁目1番1号 株式会社ファミリーマート 代表取締役 澤田 貴司
------------	--------------	--------------------------------------

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,389人である。

平成30年3月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、169,905人である。

平成30年3月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成29年3月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知市選挙区	93,225人
室戸市・東洋町選挙区	4,944人
安芸市・芸西村選挙区	6,258人
南国市選挙区	13,378人
土佐市選挙区	7,800人
須崎市選挙区	6,360人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	8,008人
土佐清水市選挙区	4,184人
四万十市選挙区	9,785人
香南市選挙区	9,367人
香美市選挙区	7,611人

奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	3,240人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,513人
吾川郡選挙区	8,525人
高岡郡選挙区	16,933人
黒潮町選挙区	3,347人

高知県選挙管理委員会告示第15号

平成18年9月高知県選挙管理委員会告示第70号（公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設）の一部を次のように改正する。

平成30年3月8日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

表中

香美市	開発センター物部	香美市物部町大柵1390番地1	平成18年9月8日
〃	香美市基幹集落センター	香美市香北町美良布1097番地1	〃

を

香美市	香美市基幹集落センター	香美市香北町美良布1097番地1	平成18年9月8日
-----	-------------	------------------	-----------

に改める。

高知県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年3月20日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
山中鶴幸後援会	中山 雅秀	山中 潮美	高岡郡日高村 下分1612-1	平30 ・2 ・2
藤原としひこ後援会	正岡 美知男	松本 恒徳	高岡郡日高村 岩目地982-28	平30 ・2 ・6
かみじ信男後援会	横山 澄男	上地 真由美	長岡郡本山町 本山316-1	平30 ・2 ・13
山脇義英後援会	玉木 敏幸	森下 博道	土佐市甲原 1387	平30 ・2 ・14
山崎せいいちと市の発展を目指す会	山崎 誠一	中平 義久	土佐清水市以 布利478番地	平30 ・2 ・16
森下雅文後援会	安岡 啓三	森下 和夫	高岡郡日高村 下分3696番地 1	平30 ・2 ・19
田原計男後援会	石元 幹夫	長尾 幸夫	土佐市高岡町 乙2215番地1	平30 ・2 ・21
武政けんぞう後援会	武政 健三	武政 里恵子	土佐清水市浜 町7-25	平30 ・2 ・23

池宗二郎後援会	池 宗二郎	池 望	土佐市高岡町丁1509	平30・2・26
甲木良作後援会	甲木 良作	甲木 良作	高知市百石町三丁目11番6号	平30・2・27

高知県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年3月20日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信
政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称（代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	自由民主党香南市夜須支部（野島 ひとみ）	西内 治水	異動なし	香南市夜須町西山771-1	平30・1・28
新		野島 ひとみ		香南市夜須町坪井1240	
旧	自由民主党香美市香北支部（杉本 雄一）	石川 彰宏	熊瀬 五良	香美市香北町吉野277	平30・2・3
新		杉本 雄一	久保 和昭	香美市香北町美良布1079-2	
旧	自由民主党高知県土地改良支部（桑名 龍吾）	橋詰 壽人	異動なし	異動なし	平30・2・13
新		桑名 龍吾			

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治

団体）

区分	名称（代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	真辺けいいち後援会（真辺 恭子）	異動なし	小笠原 幹夫	異動なし	平30・1・30
新			真辺 恭子		
旧	前田あきら後援会（吉村 信利）	異動なし	異動なし	土佐清水市清水854-140	平30・1・15
新				土佐清水市清水ヶ丘18-6	
旧	西森かつひと後援会（西森 勝仁）	異動なし	和田 尚文	異動なし	平30・2・9
新			西森 啓子		
旧	高知県土地改良政治連盟（桑名 龍吾）	橋詰 壽人	異動なし	異動なし	平30・2・13
新		桑名 龍吾			
旧	高知県商工政治連盟（浜田 敦夫）	異動なし	久保 博孝	異動なし	平29・4・1
新			亀井 秀彦		
旧	新しい高知市を創造する会（近森 正久）	異動なし	異動なし	高知市稲荷町103	平30・2・14
新				高知市永国寺町1番8号	

高知県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

平成30年3月20日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信
その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
幸福実現党高知東部後援会	山本 一幸	平30・2・3
小田のりひろ後援会	小田 のりひろ	平30・1・31
福山まさとし高知後援会	中澤 秀夫	平30・2・3
岡崎匡介後援会	岡崎 匡介	平30・2・10
門田ごんしろうを応援する会	藤岡 傳三郎	平30・1・31
田原計男後援会	田原 計男	平10・12・31
山中英男後援会	松本 茂雄	平30・2・22

高知県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、法第19条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年3月20日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信
法第19条第3項第2号の規定による届出に係る資金管理団体

資金管理団体の届出をした者の氏名	名称	資金管理団体でなくなった年月日
岡崎 匡介	岡崎匡介後援会	平30・2・10